

## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成24年6月27日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

(委員)

岡本賢司, 金木秀文, 金子順一(委員長), 阪 秀樹, 山東美代, 高橋善久, 月山純典, 富山信彦, 山本正博

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者又は庶務)

柴山裁判官, 志賀民事首席書記官, 安井刑事首席書記官, 藤田事務局長, 中辻事務局次長, 島口会計課長, 安達家裁総務課長, 藪本家裁総務課課長補佐

### 第4 議事

【発言者 / : 委員長, : 1号委員(学識経験者),  
: 2号委員(弁護士), : 3号委員(検察官),  
: 4号委員(裁判官), : 事務担当者又は庶務】

#### 1 開会

#### 2 所長あいさつ

#### 3 新委員の紹介

#### 4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回委員会では、「労働審判事件について」をテーマとして、手続説明用のビデオを視聴していただいた上、裁判官から制度についての説明をした後、御意見をいただいた。

委員からは、労働審判制度を理解し、利用してもらうために広報することが重要であるとの御意見をいただいたので、5月14日に、法テラス和歌山の相談担当者に説明会を実施した。法テラスというのは、離婚・相続・契約など民事・刑事を問わず、国民の抱える法律問題について相談を受け、制度の説明、関係機関の紹介、弁護士費用の立て替え援助等を行っている機関で、都道府県庁所在地ほか大都市、過疎地にある。

裁判所では、今後とも、広報活動をしていきたいと考えている。

## 5 テーマ「裁判員制度について」について

(1) ビデオ「裁判員候補者名簿に登録されたみなさまへ」視聴について  
裁判員候補者用説明ビデオのうち、手続進行の概略を把握するために必要な部分を抜粋し、約23分間視聴した。

(2) 制度及び手続説明について

刑事部柴山裁判官から、裁判員裁判の実施状況、裁判員経験者のアンケート、記者会見及び意見交換会について説明が行われた。

(3) 意見交換等【公開時には仮名で表示】

それでは、裁判員裁判についての手続説明用ビデオの視聴及び刑事部裁判官からの制度の説明を受けて、各委員の方から気づいた点を自由に発言してもらいたい。

裁判員を選ぶくじとは現実にはどうするのか。

名簿は中央で登録されていて、パソコンを操作して行う。地域性はない。名簿には2千数百人登録されているが、その中からくじを使って無作為に裁判員6人と補充員2人を選ぶ。男性ばかりの時もある。

新宮に居住されている方がくじに当たって和歌山地裁に来る方もいる。

弁護人として抽選に立ち会ったが、書記官がパソコンのボタンを押すだけで、一瞬にして番号が出る。全く作為がなかった。

課題として裁判員に選ばれた人の生活面の負担を軽くするというのがあったが、自営業者やサラリーマンが選定されると、仕事の関係でなかなか現実的にこれだけの日数、しかも日にちが指定されるので、うまく対応できるのか疑問がある。もう少し何とか工夫できないのか。また、企業経営者が送り出しやすいための何かができないものかと思う。今の制度を改めて、より裁判員になりやすい変更、修正は考えられているのか。

制度の運用の前に、裁判所職員が企業を回って環境整備を依頼し、企業の中には、休暇で配慮したところもあった。従業員が少ない零細企業などにおいて、その方が抜けると企業の運営が立ちゆかないようなときは辞退事由を認められているのではないか。現時点では更に企業等に、社員の方が参加しやすい環境整備には動いていない。

大企業は比較的対応しやすいと聞いているが、零細企業や自営業となると、その方が辞退できるのは分かるが、逆にそういう方が参加できなくなる。大企業の方は参加しているのに、変にアンバランスな気がする。広く国民が参加すべきなのに、条件に合致した方しか参加できない。

例えば、美容院が5日間休むと固定客がいなくなることもある。おそらく、自営業の方で業務に支障が出る場合には裁判体で辞退を認めていると思われるので、参加できていない実態があるのではないかと感じているが、その辺りの統計は、候補者の職業が分からないために、取っていない。

個人的なサービスがとぎれることが大きい。例えば、交通事故に遭えば補償が一日あたりいくらか支払われるが、それで解決できる

方とそうでない方がいることは分かる。

社会全体で支えていくべき問題であろう。

例えば，土日に裁判することは全然議論されなかったのか。負担を軽くという意味では，土日開廷も考えられるのではないか。

具体的に検討されたことはないと思う。

土日は関係者が集まるのが難しいのではないか。

和歌山県内では裁判員裁判をしているのは和歌山地裁だけだが，新宮の方が選ばれたら，宿泊費が出るのか。また，遠いことが辞退事由になるのか。

遠いだけでは辞退事由にはならぬが，3日間なり自宅に帰れないことにより支障があれば辞退が認められる要素になる。

宿泊費及び交通費ともに出る。実費ではないが，定められた金額が支給される。新宮から来られた方も実際にいる。

男女比について意見がなかったのか。全国的に取り扱っている事件に性犯罪が多い中で，どちらかに偏ってもいけないのではと思った。事件ごとに男女半々に選んだらどうか。

抽選で，無作為に裁判員を選んでいて，選定に裁判体は一切関与していない。性犯罪についてはそういう意見も出ていて，男性だけがよいのではという意見もあるし，女性だけだと量刑に影響があるかも知れないという意見もある。

守秘義務が破られてトラブルになった件があるか。素人が興味本位で，職場でも従業員が裁判員に選ばれて，ぼろっと言って，回り回ってトラブルにならないのか。

トラブルになったという事例は聞いていない。

記者会見の際に，裁判員経験者が評議の内容に言及すると守秘義務にふれるおそれがあるので，違反にならないように止めるように

している。自宅や職場で言って問題となったことはないと思う。

守秘義務は評議の内容についてなので、名簿に載ったことはどうなのか。

家族と会社の上司までは言ってもよい。

違反には罰則があるのではないか。

いろんなところで公開されている中で、Aが言ったとか、Bが言ったというのはともかく、どういったことが話し合われたかを弁護人としては知りたい。何となく今の時勢から違和感がある。

記者会見でも、裁判所の方がかなり止める。厳密にしている。大きなトラブルはないが、裁判所との小競り合いがあるのではないか。裁判員裁判は初めて導入されたものだが、経験を積んで着実に浸透していると考える。

分かりやすい審理の面では何か意見はないか。

司法制度改革という大きな柱があり、法曹養成や法テラスの問題とともに裁判員裁判が始まったが、これは個人的には非常に成功している、大きな成果と個人的には思っている。基本的には、みんなが目で見ても耳で聞いて判断する、という発想で動いてきた。その発想で今後も十分取り入れられる目標のための方法は間違えていないと思う。そこから先、職業的には何でもかんでも出したら被告人に有利になるのか、どこまで全てのものを出すか、弁護人の職責としては、嘘はつかないが言わなくてもよいことは言わない、というのもある。若干、裁判員に消化不良のところもあろうが、辛いところである。目で見ても耳で聞いて分かることは大事で、書面主義はいけないとは考える。

まだ裁判員裁判を担当したことがない。和歌山では件数が少ないので、なかなか当たらないが、大変だろうなあと思う。この制度が

始まるまでに、公判前整理手続で、裁判に出す前の証拠の整理手続をしたが、これが大変であった。また、実際に裁判になったらどう裁判員にアピールするか「ニータ」（法廷弁護技術研究所）というアメリカの機関から指導を受け、アイコンタクトを取ってアピールするとか勉強した。ものすごくレベルアップになったとは思っている。裁判員裁判では国選弁護人を複数（２人）選任してもらってはいるが、検察庁は組織的にやってパワーポイントとか使っている。私にはとてもできないと思った。弁護人はパワーポイントを使っていなくて、それがどれだけアピールになるのかとも思っている。段々と弁護人の分かりやすさが少なくなったと裁判員のアンケート結果に出ていると思う。検察庁と個人の事務所の差がある。我々もできるだけ分かりやすくしているが、なかなかうまくいっていないところがあると思う。

裁判員裁判について、分かりやすさに検察官と弁護人との間に差があることが、最近マスコミで報道された。

分かりやすい審理は非常に大事と思うが、分かりやすさを追うばかりにパフォーマンスとなり、演出に走りすぎるのは問題である。裁判所ではどう見られているのか。

主に民事事件を担当しているので感覚が違うが、裁判員裁判と民事裁判では自ずと弁護士の考えもあるが、パフォーマンスでどうこうというのはない。刑事の裁判官はそれなりに双方の訴訟活動がどうかというのは裁判員に説明されていると思う。

あまり影響がないと思う。真に分かりやすいのはきちんと伝われば書面でも分かるし、パワーポイントでもたくさん書いてあると分かりにくい。

模擬裁判をしているときはプレゼンの専門家に来てもらったりし

て試した庁もあったと思う。裁判員の方からは、却ってだまされな  
いぞ、という感じだった。パフォーマンスはよろしくないのかな、  
と思い、実際始まったらやるべき立証をたんたんに行っていると思  
っている。

どういうふうに分かりやすくするかは苦労しているところである。

## 6 サブテーマ「裁判所の新庁舎について」

### (1) 説明

会計課長から、パワーポイントを使って、新庁舎の概要についての  
説明をした。

### (2) 意見交換

今の説明について何か意見があるか。

特に意見が出なかった。

## 7 その他

市民委員の方が、裁判所にどんなイメージを持っているのか聞いて  
もらいたい。今度新庁舎が建つが、一般の方は裁判所には行かな  
いほうがよいと思っているだろうし、また、調停などは一般の方も  
気軽に來る場所だろうし、特に家庭裁判所は相談もしている。裁判  
所に気軽に來ることについてどんな感想を持っているのか聞いても  
らいたい。

委員の提案について意見があるか。

付け加えると、和歌山市の景観条例もあり、新庁舎の設計につい  
ては和歌山市とすりあわせたり、極力明るいものとしているので、  
昔よりは入りやすいと考えている。

裁判所の使いやすさ、入りやすさというイメージはどうか。

個人的な経験だが、裁判所に來たときはあまりいい話ではないの  
で、裁判所に行くのはイメージとしてはよろしくない、行きたくな

い用件でしか行かない。逆に，自分が何か調停をしてほしいときはこちらから行くのだが，相手方とロビーとかで顔を合わせるときにばつが悪いと感じた。

外観よりも中に入りやすいことが大事。内部表示を分かりやすくしてほしい。ホームページに，仮庁舎の場所及び入口の表示がなかったのも，一般の方は分からないのでは。

待合室もだいぶ離れたところに作れば，相手に会わずに済む。

また，和歌山城の周りは駐車場があまりないのだが，休日には，ある程度お金を取って，裁判所を開放するのは無理なのか。最近コインパーキングもできたが，公共のものが無い。

今のところ全国的にない。

市役所にはあるのではないか。

勾留とかあり，あまり無造作に入られるとプライバシーを保護しにくいので，難しいと思う。

裁判所の敷地の一部を財務省に返すことになっているようであるが，その場所を市にでも買い取ってもらって緑でも植えていただいたらどうか。

裁判所の施設全体が広すぎると認定され，国から返せと言われていた。いかんともしがたい。駐車場に関してだが，裁判員のアンケート結果の中で，不適切な対応があったと答えているのが2.9%になっているが，その内容は駐車場設備がほしかったというもので，それ以外はクレームを受けていない。

仮庁舎で駐車場がなく，不便を掛けている。

司法関係の予算は国全体の0.3%台で，ものすごく少ない。もっと裁判所にがんばってもらいたい。どうして土地を返さなければならぬのかと，環境がよくなるようにがんばってもらいたい，と

いつも私はそう感じている。おそらく民間に売却されるのだろうが、マンションでも建てば環境が悪くなる。

裁判所の使い方について機会があれば時間を設けたい。本日はありがとうございました。

- 8 次回委員会の意見交換テーマ  
配偶者暴力に対する保護命令について
- 9 次回委員会の開催日時  
追って調整することが決定された。
- 10 閉会